

◎新潟県企業局訓令第1号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県企業管理者 樺 澤 尚

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第4 （第13条の2関係） 事業所長共通専決事項 (1)・(2)（略） (3) <u>一般的な事項について国、都道府県その他の公共団体又は他の者に対し、通知、督促、申請、届出、照会、依頼及び報告をすること。</u>	別表第4 （第13条の2関係） 事業所長共通専決事項 (1)・(2)（略）